

刑弁でGO!

第5回

トピック

東京拘置所とのテレビ電話による外部交通について

会員 和田 恵 (60期)

平成20年4月16日より、東京拘置所に収監されている未決拘禁者とのテレビ電話による外部交通が可能となりました。

この制度は、弁護人等がアクセスポイントである東京地方検察庁又は法テラス東京（四谷）に赴き、テレビ電話で未決拘禁者に連絡をする制度です。

制度が開始されてから約1年が経ちますが、いまだあまり活用されていないように思われます。筆者は、先日この制度を実際に利用し、方法しだいでは、被疑者、被告人と密接な意思疎通を図るうえで、大変有益な方法であると実感しました。

そこで、テレビ電話による外部交通制度についてご紹介いたします。

1 利用方法

(1) 利用者

利用者は、東京三弁護士会に所属する弁護士に限られます。また、外部交通の相手は、東京拘置所に収監されている未決拘禁者のみです。

(2) 予約方法

テレビ電話による外部交通を行うためには、前日までに予約が必要です。予約は、外部交通予約センター（電話03-3595-8870）に電話して行います。

予約時間は、実施日の1週間前から行うことができ、平日の午前10時から午後5時まで（ただし、昼休みは除く。また、実施日の前日は午後3時まで）です。

(3) 実施方法

アクセスポイント（弁護士がテレビ電話を使用する場所）は、東京地方検察庁と法テラス東京（四谷）です。

東京地方検察庁では、国選、私選を問わず、未決拘禁者の男女について、外部交通を行うことができます（弁護士となろうとする者も利用することができます）。

一方、法テラス東京では、国選事件の男性被拘禁者のみに限られています。

アクセスポイントに着いたら、用意されているマニュアルに従って、電話をかけます。通話時間は、20分です。予約の際に、開始時刻と終了時刻が決められるため、遅刻するとその分通話時間が短くなるので、注意してください。

2 実際に利用した感想

筆者は、先日、東京地検において、テレビ電話による外部交通を行いました。

テレビ電話は1部屋に数台設置されており、他の利用者に話の内容が聞こえる環境で通話しなければならないことに、戸惑いを感じました。また、テレビ画面に相手の姿が映されるものの、実際に接見するのはだいぶ印象が異なりました。

このように、テレビ電話による外部交通には、様々な制限があり、事件に関する事情の聴き取りや打ち合わせを行うには、限界があると感じました。

しかし、他の業務との関係で、すぐに拘置所に接見に行くことができない場合や、単に事務的な連絡を行う必要がある場合など、利用方法によっては、大変有益な方法であると思います（筆者の場合、被告人から受け取った事務的な手紙の内容を確認するために、外部交通を行いました）。

今年5月から始まる裁判員裁判制度においては、被疑者、被告人との間に強い信頼関係を築いて公判に臨むことが、今まで以上に強く求められると思います。拘置所における接見を基本として、この外部交通制度を柔軟に併用することにより、被疑者、被告人と密接に連絡をとり、充実した弁護活動を行うことが可能になるでしょう。

裁判員模擬裁判に弁護人役として参加して

会員 岩永 愛 (60期)

1 はじめに

2008年12月5日及び8日の2日間にかけて実施された、法曹三者の模擬裁判に、弁護人役として参加させて頂いた。以下、裁判員裁判を体験して感じたこと等を記載したい。

2 事案の概要

本件は、被告人が、歩道で泥酔していた男のポケットから財布を抜き取り窃取し、その後、職務質問をしてきた警察官に対し、逮捕を免れる目的で暴行を加え、全治1か月の傷害を負わせたという事後強盗致傷罪及び公務執行妨害罪で起訴された事案であった。

本件では、窃盗に当たるか否か、公務の認識の有無などの点で、警察官の供述と被告人の供述とが食い違っており、警察官証言の弾効がポイントとなる事案であった。

3 模擬裁判の感想

(1) ビジュアル面の工夫の必要性

裁判員に、法廷で初めて見聞きする事件の概要をわかりやすく示すため、ビジュアル面の工夫が重要であると感じた。

検察側は、書証の取調べ等を、鮮明な写真等を用いて行った。記録から複写した画像は不鮮明な場合もあり、原本からとった画像データを入手する必要があると感じた。また、パワーポイントのアニメーション機能で動きのある画像を示したり、大きな文字

で表を入れカラー印刷した資料を配布するなど、ビジュアル面の工夫が重要であると感じた。

(2) 尋問の工夫の必要性

裁判員にとって、証人尋問を聞きながら尋問のポイントなのか把握することは、想像以上に難しいことのようにであった。

この点、検察側は、主尋問の前に主尋問の目的(尋問で何を明らかにするか。)を裁判員に簡単に説明するという方法を取った。この方法は、裁判員からわかりやすいと好評であったが、反対尋問を行う弁護側としては、事前の説明は困難であった。(事前に反対尋問の目的を明らかにしては反対尋問の目的を達せられない。)代わりに、尋問の中で尋問のポイントをわかりやすく伝える工夫をすると共に、冒頭陳述の段階で、事件のポイントを示すなどの工夫が大切であると感じた。

4 最後に

今回の模擬裁判では、弁護団会議は8回程度、公判前整理は4回程度行われた。大変有意義な経験であったが、同時に相当な労力を要した。裁判員裁判に耐えられる力量を身につける必要があると痛感した。